

全軟野連発第 35 号  
令和 5 年 2 月 7 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎  
技術委員長 元木三十志  
(公印省略)

### グラブの取り扱いの改訂について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、2月1日開催の令和5年第1回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い致します。

以上、何卒よろしくお願いたします。

### 記

#### ■取り扱い改訂の理由について

以下、1～3 については、「**競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない**」と判断し、また、「**軟式野球の競技性**」から使用を認めることとする。

#### 1. グラブの多重商標の表示について

公認野球規則「3.09 商業的宣伝」に規定されているが、「【注4】本条は、アマチュア野球でも適用することとし、所属する連盟、協会の規定に従う」より以下の通り定める。

##### ■改訂後の取り扱い

グラブの商標の大きさと数については、規制しないこととする。

#### 2. 投手用グラブの刺繍糸の色制限について

公認野球規則「3.07 投手のグラブ」に以下の通り、規定されているが、本連盟では規制緩和を行うこととする。

##### ● 公認野球規則 3.07 投手のグラブ

##### (a) 【注】

アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグ

ラブ本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。

(b) 投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない。

■改訂後の取り扱い

背番号、個人名、チーム名等を刺繍で付することについては野球規則に記述がなく、またプレイには支障がないと判断し、本連盟では色・大きさ共に制限しないこととする。

3 柄模様の野手用グラブについて

■取り扱い

野手を使用することを認める。なお、投手は柄模様のグラブは使用できない。

■添付資料

グラブ取り扱い一覧表（令和5年2月現在）

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831